

刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設と呼んでいます。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容し、改善更生させる施設として、また、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容するために設置された法務省所管の施設です。

入所から釈放までの流れ



刑務所に収容された受刑者には、医学・心理学等に基づく科学的調査・分析を行い（処遇調査といいます。）、個々の受刑者の資質に応じた効果的な矯正処遇等を行うことを目的として、処遇指標を指定します。

それぞれの処遇指標に対応した刑務所で、刑執行の開始に当たり、受刑者ごとに矯正処遇の目標などである処遇要領を策定し、これに所内規則などを合わせて指導を行います。

刑務所内では、受刑者個々の改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成などを図るため、「刑務作業」、「改善指導」及び「教科指導」を三本柱とした矯正処遇を実施し、釈放が近づいた受刑者に対して、社会復帰後に必要となる知識・情報等の付与、指導を行います。

受刑者の矯正処遇

刑務作業

刑法に定める「所定の作業」として行うとともに、勤労意欲の養成と就労生活の維持、共同作業を通じた社会生活への適応、職業的な技能及び知識の付与などにより受刑者の改善更生の促進につなげています。

刑務作業（職業訓練（溶接科））



改善指導

健全な心身の育成、規則正しい生活習慣及び行動様式の習得などを目的とした指導（一般改善指導）並びに薬物依存離脱、暴力団離脱、性犯罪再犯防止など、改善更生や円滑な社会復帰の妨げとなる個々の問題性の改善に向けた指導（特別改善指導）を行っています。

一般改善指導（社会復帰支援プログラム）



教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより、改善更生及び社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して、学校教育に準じた内容の指導などを行うほか、より高次の教育として、刑務所内において高等学校の通信課程に修学させている施設もあります。

教科指導（特別教科指導（通信制高校））

